

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱

平成12年8月4日 制 定

平成29年3月23日 最終改正

公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、アイドリングストップの励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(アイドリングストップ支援機器)

第2条 助成の対象とする機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。

- (1) エアヒーター
- (2) 車載バッテリー式冷房装置

(助成額)

第3条 全ト協の交付する助成金額は、事業者が新たに導入した機器の価格の2分の1以内とし、6万円を上限とする。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

- 2 前項の価格には消費税を含めない。
- 3 地方ト協への交付限度額は別に定める。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 地方ト協は、事業者の機器装着が完了したことを確認した場合には、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金の交付)

第5条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

- 2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(事業者への助成額)

第7条 事業者への助成額は地方ト協が別に定める。

(機器の処分制限)

第8条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告)

第9条 削除（平成27年3月20日）

(管理台帳)

第10条 地方ト協は助成金の交付に係る管理台帳を作成し、全ト協から閲覧を求められたときは、これを提出しなければならない。

(実施要綱の提出)

第11条 削除（平成29年3月23日）

(附則)（平成12年8月4日）

第1条 本要綱は平成12年8月4日より施行する。

(附則)（平成13年7月17日）

第1条 本要綱は平成13年7月17日より施行する。

(附則)（平成14年5月13日）

第1条 本要綱は平成14年5月13日より施行する。

(附則) (平成15年4月8日)

第1条 本要綱は平成15年4月1日より施行する。

(附則) (平成16年3月18日)

第1条 本要綱は平成16年4月1日より施行する。

(附則) (平成17年3月17日)

第1条 本要綱は平成17年4月1日より施行する。

(附則) (平成18年3月20日)

第1条 本要綱は平成18年4月1日より施行する。

(附則) (平成19年3月26日)

第1条 本要綱は平成19年4月1日より施行する。

(附則) (平成20年4月1日)

第1条 本要綱は平成20年4月1日より適用する。

(附則) (平成20年11月14日)

第1条 本要綱は平成20年11月14日より適用する。

(附則) (平成21年3月31日)

第1条 本要綱は平成21年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成20年11月14日)に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

(附則) (平成22年3月23日)

第1条 本要綱は平成22年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成21年3月31日)に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

(附則) (平成23年3月31日)

第1条 本要綱は平成23年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成22年3月23日)に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

(附則) (平成24年4月23日)

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成23年3月31日)に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

(附則) (平成25年3月25日)

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成24年4月23日)に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

(附則) (平成27年3月20日)

第1条 本要綱は平成27年4月1日より施行する。

第2条 改正前の要綱(平成25年3月25日)に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

(附則) (平成28年3月10日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より施行する。

第2条 改正前の要綱(平成27年3月20日)に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

(附則) (平成29年3月23日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より施行する。

第2条 改正前の要綱(平成28年3月10日)に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。